

年貢米下札から学んだこと

さげふだ

林寅喜

(会員・佐伯市中ノ島)

一昨年の十二月、木立地区のある人から「古い物をいろいろ持つてあるが見て貰えないか。」という電話があつた。そこで早速訪ねて一緒に調べて見たが、主として明治・大正から昭和初期までの学校教科書と参考書籍、それと明治初年発行の地券（その土地の所有を認め地価と税額を記載した証書）が十二・三枚あつた位で、期待していた程古文書類はなかつた。しかし、教科書と地券については保存する価値があると考えたので、決して処分などしないように頼んでおいた。

その後保存する場所はどこがよいか、などについて気に掛けていたら、三月の末に市教委が第三庁舎に移転するということを市報で知り、他町村のように陣列ケースか書棚を設備するようになれば常時縦覧に供せられると、教委に在職中の知人に話を持ち込んだところ、そんな計画はないが貴重な資料と思うから、小学校で保管して貰つてはどうか、という助言を得た。そこで早速校長先生に会つて事情を説明し、了承を得たので翌日教科書十冊と地券を七枚だけ（あとは傷みがひどい）譲り受け、修補して持参した。

ところで、その際「こんな物もあつた。」と言つて見せてくれたのがこれから解説する年貢米下札（江戸時代の納稅通知書）である。それは幅が僅か十四種程の和紙に書いたもので継ぎ目が多く、その所為か千切れたものからバラ／＼になつたものまであり、継ぎ合わせて見ないと何通になるのか見当もつかなかつた。しかし、一見して大庄屋・小庄屋・皆合（書き役）等村役人の名前が一杯書いてあり、貴重な資料であることは分かつた。

そこでこれは自分に譲つて貰い、家に帰つてからよく虫干した後、アイロンを使って一枚宛丁寧に皺をのばし、解読しながら継ぎ合わせて行き、最後に裏打ちをして整本した。まとめあげた数は次の通りである。

一、覚（領収書と覚しきもの）

十六通

一、年貢米下札

寛政年間のもの

三通

享和年間のもの

四通

思ひ、教委に在職中の知人に話を持ち込んだところ、そんな計画はないが貴重な資料と思うから、小学校で保管

文化年間のもの

十通

文政年間のもの

八通

天保年間のもの

十四通

計 五十五通

右のうち、「覺」十六通を除く三十九通の中から選んで別表のようにまとめた。

下札は大庄屋・小庄屋と皆合の三人が連名で捺印（縮少版一→十一参照）しており、宛名は茂八と万七の二人だけで、細別すると茂八宛が十通、万七宛が二十九通の計三十九通となるが、茂八分は文化十二年までしかなく、万七分は天保十五年まである。この年数を計算して見たなら茂八は二十三年間、万七は四十四年間にわたるので、ひょっとしてこちらは親子二代分かも知れない。

この下札によつて学んだことが多々ある。それは、

(一) 年貢にもあつた繰り延べ(年賦)制度

年貢は藩内の田畠を地力に応じて五等級に分類し、それぞれに石盛り(基準収穫量)が決められ、その上村毎にも上・中・下がつけられていた。したがつて、村の格付けによつて同じ等級の田畠でも石盛りに差があつた。こうした基準によつて、佐伯藩二万石は各村々に振り分けられ、毎年坪刈りをして年貢量を決めていたが、享

保六年(一七二一)から幕命により、過去数年或いは十数年の年貢高を平均して年貢率を算定し、一定の期間豊凶にかかわらず同率で収納させるという、定免制度に改められた。

佐伯藩でも享保九年頃からこれに倣つた。提示した表

はこれを適用している。免は一個または一つと呼び、一個は一〇%に相当する。

さて、江戸時代も度々風水害に見舞われ、中でも飢饉といわれた大きな災害も何度か発生したが、減免は幕命に従つて殆んどされていない。(一覧表参照) 全般的に見て文化年間がやや低く、天保の後半になつて最も低く下げられているが、この頃からようやく幕命通りに同率で移行している。

一方、繰り延べといつても元利均等方式ではなく、その年の豊凶によつて農民の裁量に委ねられていた感じがする。

この繰り延べが何時頃から取り入れられたのか分からぬが、これとても年毎に年貢が加算されて行くから、余程の豊作が続かない限り皆済することは困難であつたろう。それが天保の前半まで続いており、後半からは十

年賦に変わっている。

天保は三・六・七年と続いた飢饉のあとだけに、農民は疲弊し切つていたと思うのだが、何故か殆んど皆済している。ただ年貢高が文政前と比べて「一石以下」（別表参照）と少ない。

（二）年賦の利率

計算は単純にその年の利息米高を元米高で除したところ何れも二〇%となつた。しかし、下札毎に繰り延べの期間が違うので、念のため利息米高を年数で除して元利合計の逆算をして見たが、単位以下の端数が多く出て、この計算はしていいことが分かつた。つまり元米量に変化があるため均等に収納することが出来ないこと、未納米は次年度に加算され、過納米があれば元米が少なくなるといったこと等から、利子計算が複雑となるため、翌年に限り一率二〇%としていたようである。

この利率は現在と比べて見ても可成りの高率であることから、未納米が多く成ればなる程元利が嵩み、百姓の暮らしはさらに厳しさを増したことであろう。

（三）米価の設定基準

年貢は米納を原則としながらも、畑作は江戸初期から

金納に変えることが出来るとされていた。しかし、のちには米作にも認められるようになり、この下札でも一部を※銀立て（関東は金・関西は銀本位であった）にしているが、こうした場合価格の設定が何処の相場を基準にしたのか分からぬ。

そこで新人物往来社発行の「お金の百貨事典」を引用し、各年の大坂相場を上欄に（）書した。これと比較対照して見ると、最も低い寛政十二年と文政三年の場合でも大坂相場より四%高く、最高は文化十二年の二、二六倍などという極端な例もあるが、天候に左右される農作物だけにその年の豊凶によつて価格に大きな変動がある。したがつて、その時々の相場を基準にして、数値は分からぬが一定の率を上乗せした後、銀立てに換算し納めさせていたのではないか。

ところが、天保に入つて三・六・七年と不作が続き、俗にいう「天保の飢饉」が始まると、大坂相場が急上昇するなど変動が激しく、情報が的確に伝わらなかつたのか、銀立ての価格が逆に安い年が多い。一方、文政の終わり頃からは銀立てによる収納が一段と増え、現物納が減つている。このことは、出そうにも出す米がないから、

仕方なしに借金して銀立てにしたという考え方と、百姓にも智恵がついて僅かな手持ち米の中から、相場を見究めながらどちらにするか選択していたのでは、という考えも出てくる。

たゞこれは、万七という一人の百姓が残した下札を分析し判断した結果で、他所の村にも当て嵌まるとは限らない。

余談になるがこの後弘化二年（一八四五）五月、十一代高泰が参勤交代を終えて帰国の際、津久見に上がって鏡坂（彦岳の西三糠）を越え、床木から吉市を通つて帰城した。その節大勢の領民が使役に出ていた。これに対し後日津久見村に銀三百三十一匁余と、外の村へもそれぞれに給わったが、その代米は三石八斗五升と記している。この石当り単価は銀八十六匁となり、その年の大坂相場とピッタリである。

このように与える方は大坂相場そのものズバリで、貰う方には上乗せしていることが分かつた。

（四）藩札を使つた納米が何故少ないか

入手した下札三十九通のうち、殆んど納米の一部を銀立てにしており、（覚の中にも切錢二通年貢米五通の銀

立て（年号不詳）がある）。中に一通だけ藩札を使ったものがある。それは天保五年（一八三四）に万七が納めたもの（縮小版⑪参照）で、額は二十日であった。

佐伯藩は寛政十年（一七八九）から、安土屋一門の今泉治兵衛を札元にして藩札を発行しており、藩内だけに通用していた。したがつて、この時から四十五年後の天保五年には、相当な発行高になつていた筈である。しかもこれは明治政府発行の旧紙幣（兌換券）と違ひ、貨幣価値は劣つていたようである。

そこでこの時の石当り単価百五匁を銀立ての平均八十匁と比較して見ると、一二〇%も高く計算されている。このことはそれだけ藩札の値打ちがなかつたことを物語つている。

（五）結び

本文では、茂八と万七の二人の百姓が残した下札を中心にして解説した。しかし、このような措置が領民全部に取られていたものでは決してない。なぜなら、藩は代官所から總庄屋（吉野役所）を通して、村々に対し年貢米の割り付けをしていた。これを受けて各村は役元（大庄屋方）から、地域毎或いは五人組（最寄り五軒を一つ

の組織として連帶責任と相互扶助を制度化していた。)を通じて、一人ひとりに下札を交付していた。しかも農作物は天候によって大きく左右されるから、不作の年には完納したく共出来ない事態も生ずるが、藩としては財

政執行上歳入欠陥を認めるわけには行かない。したがつて滞納は許さない。となれば、百姓は借金して納める以外に方法はなかった。ことに茂八と万七の場合、二人共文政の終わり頃までは未納が多い。これは外の誰かがカバーするか、でなければ借金するしか方法はないが下札には何も記載していない。

たゞ、未納は何も一人だけではなく、木立全村では多くいた筈である。そのことは借用証文(縮小版⑫以下参考照)から凡そ見当がつく。

この証文は文化、文政から天保にかけて、堅田村市谷の清水屋という造り酒屋から、正銀と藩札それと玄米まで含めて借用していた中の一部で、証文には借主と村役人の名前を連記しており、金額や数量が格別大きいところから、年貢の代償として借用したこと間に間違いなかろう。

おそらくこのような借銀または借米の繰り返しによつ

て、百姓達は繰り延べの恩恵を受けていたのではないか。
これに対する利息は前記二〇%の中から支払われたと
考えてよいだろう。

※銀立て

銀建てが正しいが、別表共原文にしたがつた。

宛金度八

(1)		寛政4子年(1792)風水害減収		11357石
定免高	4716石	免の数	463石	
未年送元利	14.3石	7年賦		
元米高	11.9石	利息米	2.4石	年利20%
切錢不足	1.9石	註(1)		
計	27.8石			
納米	9.5石	預立入	1石当り105匁	115倍
未納米	18.3石			

(2)		寛政11末年(1799)風水害減収		12653石
定免高	4725石	免の数	494石	
未年送元利	32.5石	12年賦		
元米高	27.13石	利息米	5.42石	年利20%
切錢不足	1.2石			
計	33.92石			
納米	3.31石	預立入外	1石当り105匁	123倍
未納米	30.61石			

(3)		享和2戊年(1802)		
定免高	4725石	免の数	498石	
未年送元利	45.37石	9年賦		
元米高	37.81石	利息米	7.56石	年利20%
切錢不足	1.6石			
計	46.78石			
納米	17.25石	預立入外	1石当り105匁	114倍
未納米	29.53石			

タバチノフ

タバチノフ

(6) 寽政12年(1800)			
定免高	53	免の数	528
未年迄元利	2056	11年賦	
元米高	1713	利息米	343 年利20%
本場借用米	164	註(3)	
計	2273		
納米	43	獨立入1石当り	(73.0) 倍
未納米	2230	104倍	
享和元四年(1801)			
定免高	50	免の数	504
未年迄元利	2676	10年賦	
元米高	2230	利息米	446 年利20%
切錢不足	7		
計	2733		
納米	73	獨立入外1石当り	(654) 倍
未納米	2660	1.3倍	
享和2年(1802)			
定免高	50	免の数	498
未年迄元利	3144	9年賦	
元米高	2620	利息米	524 年利20%
切錢不足	8		
計	3202		
納米	61	獨立入1石当り	(704) 倍
未納米	3141	116倍	
文化元年(1804)			
定免高	45	免の数	450
未年迄元利	3769	7年賦	
元米高	3141	利息米	628 年利20%
計	3814		
納米	120	獨立入外1石当り	(595) 倍
未納米	3694	134倍	
(7) 文化4卯年(1807)			
定免高	47	免の数	467
未年迄元利	1820	4年賦	
元米高	1517	利息米	303 年利20%
計	1867		
納米	52	獨立入外1石当り	(15.0) 倍
未納米	1815	116倍	
(8) 文化11庚年(1814)			
定免高	48	免の数	480
未年迄元利	1300	9年賦	
元米高	1083	利息米	217 年利20%
切錢不足	2		
計	1350		
納米	3	耕代1石当り	(333) 倍
未納米	1347		

(3) 文化元年 7.8月帳背収6355石			
定免高	113	免の数	450
未年迄元利	3544	7年賦	
元米高	2953	利息米	591 年利20%
切錢不足	17		
計	3674		
納米	1725	1石当り	(595) 倍
未納米	1949	134倍	
(4) 文化5辰年(1808)			
定免高	119	免の数	475
未年迄元利	2275	12年賦	
元米高	1856	利息米	379 年利20%
切錢不足	17		
計	2411		
納米	348	1石当り	(122) 倍
未納米	2012	119倍	計算上は5升1合の誤差がある
文化7午年(1810)			
定免高	124	免の数	497
未年迄元利	156	1年賦	
元米高	130	利息米	26 年利20%
切錢不足	23	2年分	
助合裁	716	註(2)	
計	1019		
納米	40	獨立入1石当り	(592) 倍
未納米	979	127倍	
(5) 文化8未年(1811)			
定免高	123	免の数	493
未年迄元利	1175	12年賦	
元米高	979	利息米	196 年利20%
助合裁	91		
計	1389		
納米	—	記載なし	
文化11庚年(1814)			
定免高	120	免の数	460
未年迄元利	2492	9年賦	
元米高	2077	利息米	115 年利20%
記載なし	130	1石当り	(115) 倍
計	2742		
耕代	6		
未納米	2736		
文化12亥年(1815)			
定免高	123	免の数	490
未年迄元利	3285	8年賦	
元米高	2736	利息米	547 年利20%
切錢不足	21		
計	3427		
耕代	120	1石当り	(615) 倍
未納米	3307	226倍	

宛名万七

天保7中年 (1836) 亂賛収 7601石			
定免高	免の数	割合	%
49	492		
10ヶ年賦	141		
年見付米	320		
計	510倍 済	(158.5%)	92%

天保8酉年 (1837)			
定免高	免の数	割合	%
38	380		
10ヶ年賦	141		
年見付米	320		
口米	0 註(6)		
粗供米利息	3		
計	503倍 済	1石当り (25.8%)	100石 39%

天保9戌年 (1838)			
定免高	免の数	割合	%
396	440		
口米	7		
小物成	3.1 註(7)		
見付米	320		
計	755倍 済	1石当り (12.9%)	121石 94%

以下略

文政2卯年 (1819)			
定免高	免の数	割合	%
53	524		
末年迄元利	3724	4年賦	
元米高	3103	利息米	621石 年利20%
切錢不足	37		
計	3814		
納米	153	獨立立外	1石当り (51.5%)
未納米	3661		117倍

文政3辰年 (1820)			
定免高	免の数	割合	%
53	531		
末年迄元利	4393	3年賦	
元米高	3661	利息米	732石 年利20%
切錢不足	35		
計	4481		
納米	53	1石当り (62.5%)	104倍
未納米	4428		

文政6未年 (1823)			
定免高	免の数	割合	%
54	540		
末年迄元利	1654	12年賦	
元米高	1378	利息米	276石 年利20%
計	1708		
納米	1708倍 済	(63.8%)	

天保3辰年 (1813) 亂賛収 7864石			
定免高	免の数	割合	%
80	530		
10ヶ年賦	141		
計	221倍 済	16物 頃 (74.8%)	178倍 238倍

天保4巳年 (1833)			
定免高	免の数	割合	%
52	519		
10ヶ年賦	141		
切錢不足	2		
公役入用割	1 註(4)		
計	196倍 済	1石当り (119.1%)	95石 71%

天保5午年 (1834)			
定免高	免の数	割合	%
53	525		
10ヶ年賦	141		
年見付米	320 註(5)		
脚資米	45		
計	559		(130)
納米	513	16物 頃 (105%)	65石 66.4%
未納米	45		

天保6未年 (1835) 亂賛収 7152石			
定免高	免の数	割合	%
52	529		
10ヶ年賦	141		
年見付米	320		
未納米	45		
利息米	9		
計	567倍 済	16物 頃 (92.7%)	91石 9.8%

註 (1) 切錢
註 (2) 助合

両替屋の手数料、切賛賃、打賃、打錢ともいつた。

助合には二つの意味がある。
一つは街道の宿駅に置いた人馬の賃錢を支払うため近傍の村々に課していたものと、すけあいと呼び単なる助け合いや援助するため課したもの、現在の募金と類似している。

註(3)木場

木材や林産物を集積するところ木立は角道にあつた。

註(4)公役入用割

公役の費用割当て金

註(5)見付米

最下等級の下々計計にも及ばない田畠に課した年貢

註(6)口米

面扶持のこと家族の人数に応じて給する扶持米

註(7)小物成

山野、池、川、漁、狩猟などの収入から納める

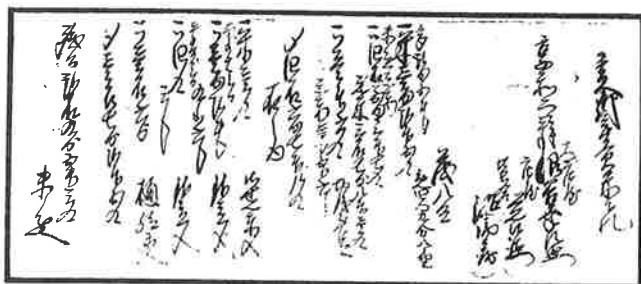
雜税

これに対し年貢の方は物成りといつた。

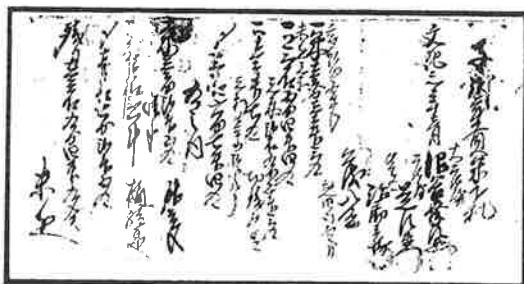
免の数一覧表				
年号	西暦	免の数	摘要	
寛政4	1792	4 6 3	減収	11357石
" 11	1799	4 9 4	"	12653石
" 12	1800	5 2 8		
享和1	1801	5 0 4		
" 2	1802	4 9 8		
文化1	1804	4 5 0	減収	6355石
" 4	1805	4 6 7		
" 5	1806	4 7 5		
" 7	1807	4 9 7		
" 8	1808	4 9 3	百姓一揆(文化9年)	
" 11	1811	4 8 0		
" 12	1812	4 9 0		
文政2	1819	5 2 4		
" 3	1820	5 3 1		
" 6	1823	5 4 0		
" 8	1825	5 6 5		
" 9	1826	5 5 0		
" 10	1827	5 6 3		
" 11	1828	5 4 0	減収	8933石
" 12	1829	5 6 3		
天保1	1830	5 5 6		
2	1831	5 4 7		
3	1832	5 3 0	天保の飢饉減収	7864石
4	1833	5 1 9		
5	1834	5 2 5		
6	1835	5 2 9	"	減収7152石
7	1836	4 9 2	"	減収7601石
8	1837	3 8 0		
9	1838	4 4 0		
10	1839	4 4 0		
11	1840	4 4 0		
12	1841	4 4 0		
14	1843	4 4 0		
15	1844	4 4 0		
全体平均		4 9 8		
ここに掲げた免の数は、旧木立村に残された資料から引用したものです。したがって、他村の数値とは幾分違うかも知れません。				



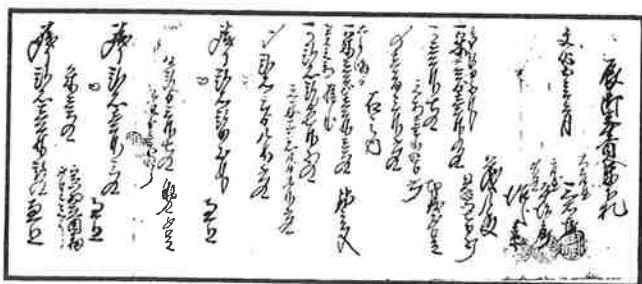
下札 ①



下札 ②



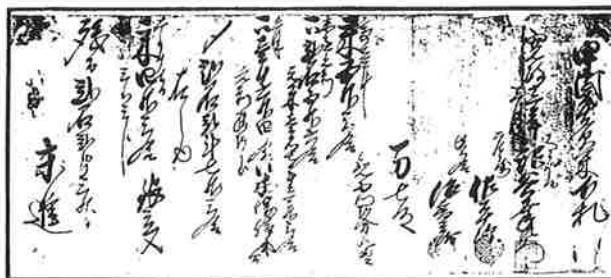
下札 ③



下札 ④



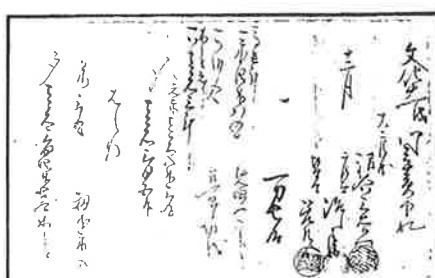
下札 ⑤



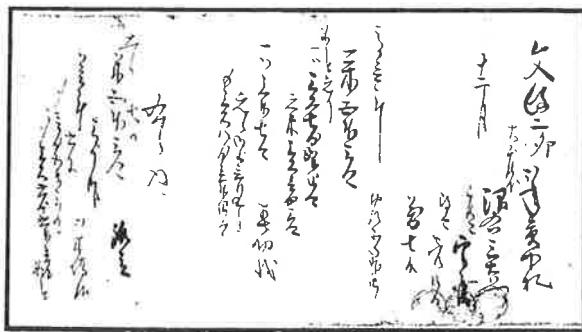
下札 ⑥



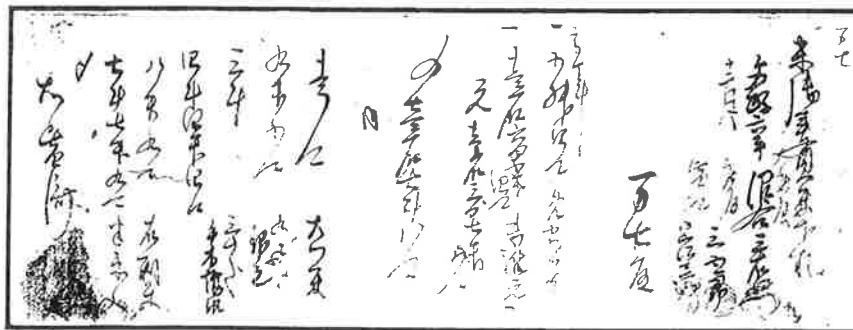
下札 ⑦



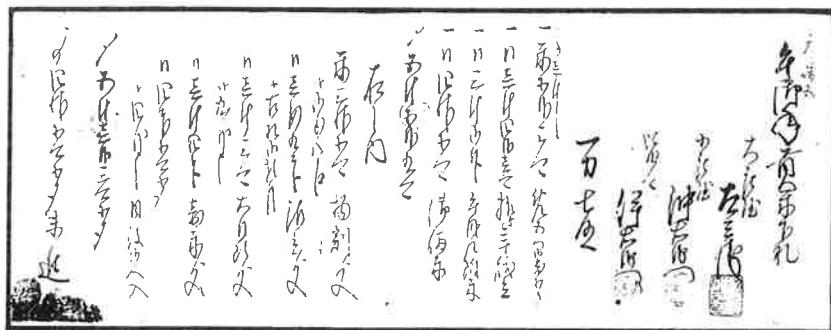
下札 ⑧



下札 ⑨



下札 ⑩



下札 ⑪

信函依限為發送之章

一切准用

郵政半額郵票發行

高金捨石

(12)

在市區派設郵局及信函局各處
以利人民之郵便為主為其餘
會事處所除可保信函郵票事件
件事

在各設置郵局及信函局各處
實為人民之利潤及其餘
事處所除可保信函郵票事件
件事

文政十九年二月

布

在各
設置郵局及信函局各處
事處所除可保信函郵票事件
件事

高金

信函局及信函局各處

(13)

在各處信函局及信函局各處
事處所除可保信函郵票事件
件事

高金
作參

在各處信函局及信函局各處
事處所除可保信函郵票事件
件事

高金
作參

在各處信函局及信函局各處
事處所除可保信函郵票事件
件事

高金
作參

在各處信函局及信函局各處
事處所除可保信函郵票事件
件事

(14)